中南米

国又は地域	単位	法第２０条の２第１項の規定の適用を受け、法第２０条第１項第３号及び政令第５条第１項第３号に規定される手数料（残存有効期間同一旅券かつ書面申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、法第２０条第２項及び政令第５条第３項第３号に規定される手数料（残存有効期間同一旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	法第２０条の２第１項の規定の適用を受け、法第２０条第１項第３号及び政令第５条第２項第３号に規定される手数料（残存有効期間同一旅券かつ電子申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、法第２０条第２項及び政令第５条第４項第３号に規定される手数料（残存有効期間同一旅券かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条の２第１項の規定の適用を受け、法第２０条第１項第４号及び政令第５条第１項第４号に規定される手数料（渡航先追加）	法第２０条の２第１項の規定の適用を受け、法第２０条第１項第５号及び政令第５条第１項第５号に規定される手数料（渡航書）
アルゼンチン	ｱﾙｾﾞﾝﾁﾝ・ﾍﾟｿ	44,600	86,900	41,500	83,800	30,800	28,500
ウルグアイ	ｳﾙｸﾞｱｲ・ﾍﾟｿ	1,620	3,160	1,520	3,060	1,120	1,040
エクアドル	ﾄﾞﾙ	39	76	36	73	27	25
キューバ	ｷｭｰﾊﾞ・ﾍﾟｿ	925	1,802	861	1,738	638	590
グアテマラ	ｹｯﾂｧﾙ	305	595	284	574	211	195
コスタリカ	ｺｽﾀﾘｶ・ｺﾛﾝ	20,000	39,000	18,600	37,600	13,800	12,800
コロンビア	ｺﾛﾝﾋﾞｱ・ﾍﾟｿ	161,000	314,000	150,000	303,000	111,000	103,000
ジャマイカ	ｼﾞｬﾏｲｶ・ﾄﾞﾙ	6,050	11,750	5,650	11,350	4,150	3,850
チリ	ﾁﾘ・ﾍﾟｿ	36,500	70,500	34,000	68,000	25,000	23,000
ドミニカ共和国	ﾄﾞﾐﾆｶ・ﾍﾟｿ	2,385	4,650	2,220	4,485	1,645	1,525
トリニダード・トバゴ	ﾄﾘﾆﾀﾞｰﾄﾞ・ﾄﾊﾞｺﾞ・ﾄﾞﾙ	265	515	245	495	180	170
ニカラグア	ｺﾙﾄﾞﾊﾞ	1,425	2,776	1,327	2,678	983	909
ハイチ	ｸﾞﾙﾄﾞ	5,090	9,910	4,740	9,560	3,510	3,250
パナマ	ﾊﾞﾙﾎﾞｱ	39	76	36	73	27	25
パラグアイ	ｶﾞﾗﾆ	305,000	595,000	284,000	574,000	211,000	195,000
バルバドス	ﾊﾞﾙﾊﾞﾄﾞｽ・ﾄﾞﾙ	78	153	73	147	54	50
ブラジル	ﾍｱﾙ	224	434	208	420	154	142
ベネズエラ	ﾎﾞﾘﾊﾞﾙ・ﾍﾞﾈﾗﾉ	3,840	7,480	3,580	7,220	2,650	2,450
ベリーズ	ﾍﾞﾘｰｽﾞ・ﾄﾞﾙ	78	153	73	147	54	50
ペルー	ｿﾙ	141	276	132	266	98	90
ボリビア	ﾎﾞﾘﾋﾞｨｱｰﾉ	264	514	245	495	182	168
ホンジュラス	ﾚﾝﾋﾟﾗ	1,005	1,958	936	1,889	693	641
メキシコ	ﾒｷｼｺ・ﾍﾟｿ	760	1,480	710	1,430	520	480